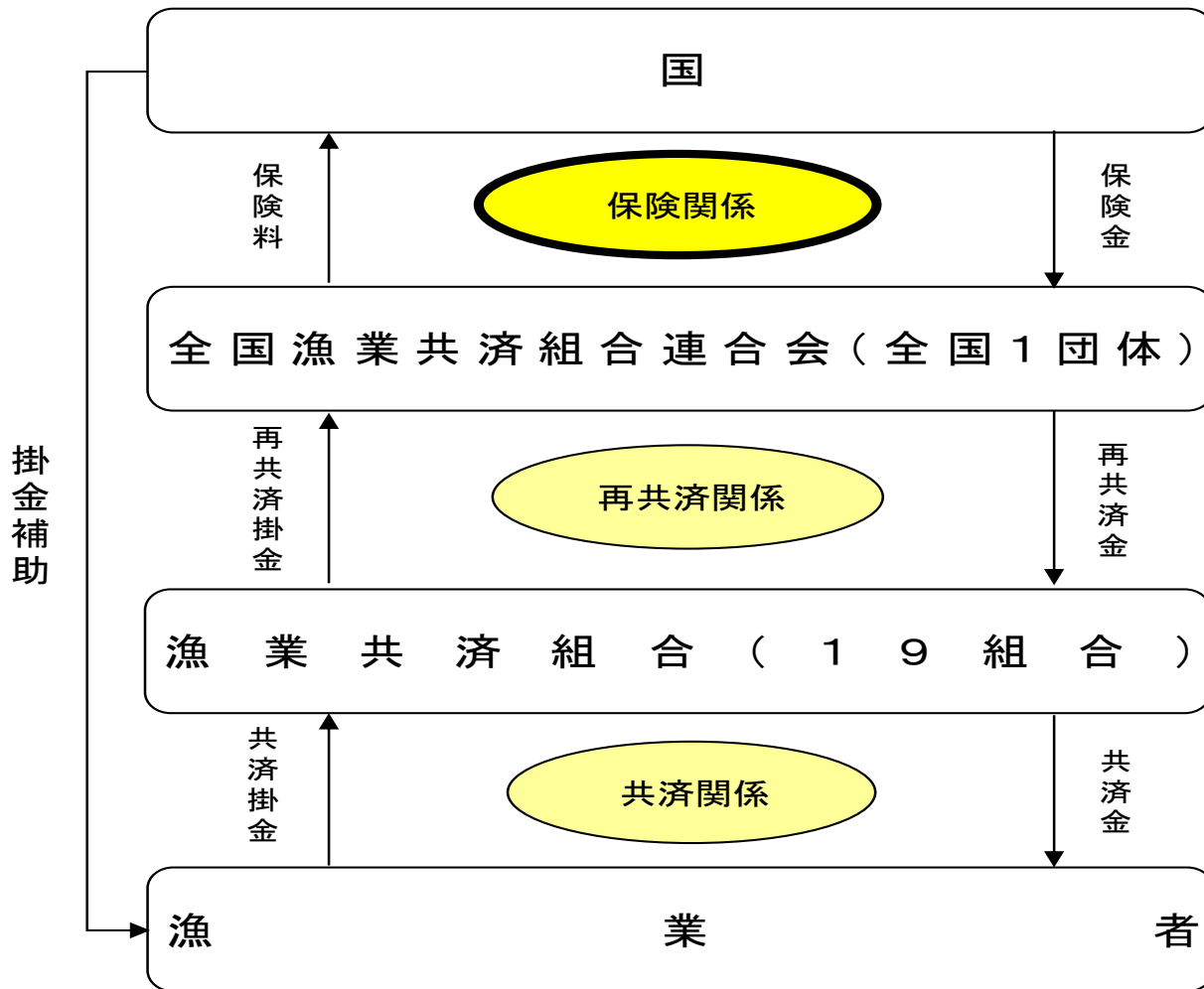


漁業共済の仕組み

- 漁業共済では、制度の安定化を図るため、県段階の漁業共済組合が漁業者から共済契約を引き受け、地域での危険分散を担い、全国漁業共済組合連合会が再共済することにより全国的な危険分散を実施。
- さらに、異常災害による巨額の損失に対応するため、国が保険を実施し、特別会計で経理。



全国合同漁業共済組合(21都府県の漁業共済組合が令和2年10月までに合併したもの)及び道県単位の18漁業共済組合